

(甲) 全日本私立幼稚園連合会

(乙) 一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

(R7.5.8 全国団体長会・理事会)
合同会議資料

【案】

パートナーシップ協定 別紙

Ver.2 令和7年4月1日

(1) 甲の加盟園の教職員の研修の受講にかかる事項

- ① 乙は、教育・保育活動の実践及び園内研修の充実を目的とし、学びを深める場として幼児教育実践学会を開催する。
- ② 甲は、幼児教育実践学会において、口頭発表園の選出に協力する。
- ③ 乙は、甲の加盟園の教職員の研修の受講機会を担保するために、オンデマンド配信の研修を企画・実施する。
- ④ 甲は、全国の教職員の資質向上を目的として、乙が全国にオンデマンド配信する研修コンテンツの提供に協力する。
- ⑤ 乙は、コンテンツ提供に協力した甲に対して、謝金の支払いをおこなう。
- ⑥ 乙は、甲の加盟園の教職員が主体的に研修を受講できるように、「ゆたかなまナビ」や「保育者としての資質向上研修俯瞰図」、「保育者として身に付けたい資質・能力の道しるべ」等研修体制の整備を行い、教職員の資質向上に寄与する。
- ⑦ 乙は、甲の加盟園の教職員の研修の受講履歴を保管するために、幼児教育研修システム「ゆたかなまナビ」の維持・管理をおこなう。

(2) 甲における研修の企画・運営・実施にかかる事項

- ① 乙は、甲が主催でおこなう研修の運営・実施を支援するために、幼児教育研修システム「ゆたかなまナビ」の維持・運営・提供を行う。
- ② 乙は、「ゆたかなまナビ」や「保育者としての資質向上研修俯瞰図」、「保育者として身に付けたい資質・能力の道しるべ」等研修体制の整備を行い、甲の体系的な研修企画・運営に寄与する。

(3) システム利用料にかかる事項

- ① 乙は、甲の加盟園で勤務する教職員から「ゆたかなまナビ」利用料として、教職員1名あたり300円を「ゆたかなまナビ」上の決済により徴収する。
- ② 令和7年度においては、甲は、乙に対し、「ゆたかなまナビ」の利用料として15,000,000円を支払い加盟園の全ての教職員が使用できるものとする。
- ③ 振込手数料は、甲の負担とする。

(4) 幼児教育に関する調査研究にかかる事項

- ①甲は、乙が文部科学省委託調査研究をはじめ幼児教育に関する調査研究を実施する際は、その調査に協力する。

(5) 評価の実施にかかる事項

- ①甲は、甲の加盟園等が ECEQ®の実施を希望する場合、ECEQ®実施要項に基づき、必要な事務手続きに協力する。
- ②甲は、毎事業年度、ECEQ®コーディネーター養成講座受講者を推薦する。
- ③乙は、ECEQ®コーディネーターフォローアップ研修会を開催した地区に対して、助成金の支払いをおこなう。

(6) 賛助会費にかかる事項

- ①甲は、甲の加盟園の賛助会員(幼児の保護者等)の申込及びその会費を取りまとめ、乙に振り込む。
- ②振込手数料は、甲の負担とする。

(7) 幼児教育に関する情報提供にかかる事項

- ①乙は、甲と調整のうえ、国の動向を始め幼児教育に関する情報を適時適切な方法で甲の加盟園へ提供する。

(8) 乙の教育研究委員、広報委員の候補者選出にかかる事項

- ① 甲は、乙が定めた方法(※1)により、乙の教育研究委員の候補者の選出に協力する。
- ・研修チームは、地区からの候補者及び乙からの直接依頼者で構成される。
 - ・オンデマンド研修チームは、地区からの候補者及び乙からの直接依頼者で構成される。
 - ・ECEQ®・評価チームは、乙からの直接依頼者で構成される。
 - ・システムチームは、乙からの直接依頼者で構成される。
 - ・乙は、甲に事前承諾を得たのちに、直接依頼者へ依頼する。
- ② 甲は、乙が定めた方法(※2)により乙の広報委員の候補者の選出に協力する。
- ・広報委員は、乙からの直接依頼者で構成される。
 - ・乙は、甲に事前承諾を得たのちに、直接依頼者へ依頼する。

※1 教育研究委員候補者として、乙は甲に北海道地区より1名、東北地区より1名、関東地区より1名、東京地区より1名、神奈川地区より1名、愛知県より1名、愛知県を除く東海北陸地区より1名、近畿地区より1名、大阪地区より1名、中国地区より1名、四国地区より1名、福岡県より1名、福岡県を除く九州地区より1名の選出を依頼する。

また、上記とは別途 30 名を上限に乙から甲へ就任の直接の依頼をする。

※2 広報委員候補者として、15 名を上限に乙から甲へ就任の直接の依頼をする。